

第 2 4 号議案

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 3 年 2 月 4 日

提出者 東京都台東区長 吉 住 弘

(提案理由)

この案は、幼稚園教育職員の給料月額を改定する等のため提出
します。

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を
改正する条例

東京都台東区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年3月台東区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条中「教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）」を「副園長、教諭及び養護教諭」に改める。

第9条第4項中「第20条第5項及び」を削る。

第20条第5項中「（週休日における勤務のうち人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定めるものを除く。以下この項において同じ。）」を削る。

第27条第4項中「次に掲げる」を「職務の級が2級以上である」に改め、同項各号を削る。

第30条第4項中「次に掲げる」を「職務の級が2級以上である」に改め、同項各号を削る。

第31条第2項中「5,900円」を「4,150円」に改める。

付則第5条を付則第7条とし、付則第4条の次に次の2条を加える。

（平成23年度から平成27年度までに支給する期末手当に関する経過措置）

第5条 平成23年度から平成27年度までに支給する期末手当に係る第27条第4項の規定の適用については、同項中「職務

の級が 2 級以上である職員」とあるのは、「職務の級が 1 級である職員であって教育委員会規則で定めるもの及び職務の級が 2 級以上である職員」とする。

(平成 23 年度から平成 27 年度までに支給する勤勉手当に関する経過措置)

第 6 条 平成 23 年度から平成 27 年度までに支給する勤勉手当に係る第 30 条第 4 項の規定の適用については、同項中「職務の級が 2 級以上である職員」とあるのは、「職務の級が 1 級である職員であって教育委員会規則で定めるもの及び職務の級が 2 級以上である職員」とする。

別表第 1 を次のように改める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

(特定の職務の級の切替え)

2 次の各号に掲げる職員のこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）における職務の級は、当該各号に定める職務の級とする。

(1) 施行日の前日においてその者が属していた職務の級（以下「旧級」という。）が 2 級であった職員のうち教諭であったもの 1 級

(2) 旧級が 2 級であった職員のうち教頭であったもの 3 級

(3) 旧級が 3 級であった職員 4 級

(号給の切替え)

3 施行日の前日において給料表の適用を受けていた職員の施行日における号給は、付則別表に掲げる職員の区分及び施行日の前日においてその者が受けていた号給（以下「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給（特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）が定める職員にあっては、人事委員会が定める号給）とする。

(給料の切替えに伴う経過措置)

4 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるものの給料月額は、人事委員会が定める。

5 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前項の規定により給料月額

を定められた職員との均衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料月額を定める。

(委 任)

6 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。